

# 策定しました！ 寄居町国民保護計画

『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』(以下『国民保護法』)に基づき、寄居町の取り組みについてお知らせします。

## ○国民保護法とは

国民保護法は、我が国に対する外部からの武力攻撃(国又は国に準ずるものによる組織的・計画的な武力の行使)や大規模なテロ(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為)等の事態において、国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他の必要な事項を定め、国全体としての万全の態勢を整備し、国、地方公共団体、その他公共的機関が一体となって「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成16年9月に施行されました。

## ○国民保護に関する寄居町計画の作成について

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護に関する計画の作成が義務付けられました。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、町が、国、県、他市町村、関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。寄居町では、町国民保護協議会や町民の皆さんのご意見などを踏まえながら、計画案を作成し、平成19年2月27日に県との協議が調い、国民保護に関する寄居町計画の決定に至りました。

## 策定までの経過

平成16年 9月17日	『国民保護法』が施行されました。
平成17年 3月25日	『国民の保護に関する基本指針』が閣議決定されました。
平成18年 1月20日	『国民保護に関する埼玉県計画』が決定されました。
平成18年 4月 1日	『寄居町国民保護対策本部及び寄居町緊急対処事態対策本部条例』及び『寄居町国民保護協議会条例』が施行されました。
平成18年10月25日	第1回寄居町国民保護協議会が開催され、計画を諮問しました。
平成18年11月10日～11月30日	『国民保護に関する寄居町計画(原案)』に関する意見を募集しました。
平成18年12月21日	第2回寄居町国民保護協議会が開催され、答申を受けました。
平成19年 1月12日	『国民保護に関する寄居町計画(原案)』についての県との協議を開始しました。
平成19年 2月27日	県との協議が終了し、『国民保護に関する寄居町計画』を決定しました。

\*国民保護に関する寄居町計画は、町公式ホームページ又は総務課の窓口でご覧になれます。

## 春季行政相談強調週間

5月21日(月)から27日(日)は春季行政相談強調週間です。この週間は、行政相談制度について広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているもので、関係行事を全国的に実施しています。

## 行政相談委員に 鈴木健一さん

町民の皆さんからの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員として、鈴木健一さん(内宿)が平成19年4月1日付けで総務大臣から委嘱されました。



住所/寄居町大字鉢形685番地3  
電話/581・3579

総務省の行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、町民の皆さんからの行政に対する意見や要望などを、公正・中立な立場から関係機関にあつせんをし、苦情などの解決を図るとともに、行政運営の改善に役立てるものです。町では、心配ごと相談と併せて、原則として第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。詳しくは22頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。また、行政相談委員は、

問い合わせ/人権推進課  
(☎581・2121内線411)へ。

## 6/1は「人権擁護委員の日」 人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。戦後のわが国では、人権尊重思想の普及と高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景のもと、昭和23年にまず、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年、わが国の人権に関する現状は、女性や子どもをめぐる人権問題としては、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラメント、いじめや体罰、児童虐待などが頻発し、大きな社会問題となつてい

まか、高齢者への虐待、加えて、高齢者への虐待

同和問題、障害のある人、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等に関する差別や偏見、更には、高度情報化社会を反映したインターネット、ファクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現をめざして、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が、その態度や行動に表れるような人権意識をはぐくむことが必要であるとの認識の下に、啓発活動重点目標を「育てよう

一人一人の人権意識



—思いやりの心・かけがえない命を大切に—と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設し、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて「人権相談」を行っています。詳しくは、22頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。どうぞお気軽にご相談ください。

問い合わせ/人権推進課  
(☎581・2121内線411)へ。